

## ○運営基準の見直し

平成29年4月～ 放課後等デイサービス

平成30年4月～ 児童発達支援

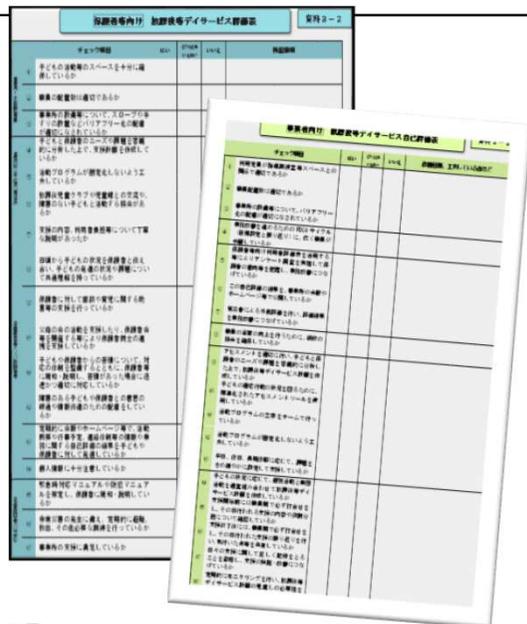
ガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

- ・ 自己評価及び保護者による評価を実施
- ・ 評価・改善内容を年1回インターネット等により公表

## ○報酬改定(平成30年4月～)

自己評価結果未公表(都道府県へ公表結果の届出がされていない)場合に15%減算。

※平成31(2019)年4月1日から適用



## 【自己評価及び結果の公表方法】

「事業者向け自己評価表」と「保護者等向け評価表」により、**年1回**、自己評価を実施し、インターネット等で公表

### 自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ ①②を踏まえ、職員間で討議し、事業所全体としての自己評価及び改善内容を作成(職員間で共有)
- ④ ③の自己評価結果の公表
- ⑤ 公表した改善内容に沿った取組

## 【毎年、公表結果を県へ届出】

○平成30年3月末までに指定を受けた事業所

⇒ **毎年度2月末まで**

(令和元年度は、2020年2月28日(金)までに届出)

○平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所

⇒ **指定年月日 又は**

**前回の自己評価結果公表の報告日  
から1年以内**

※ 来年度以降、届出方法を変更する場合は、別途お知らせします。

## 【ガイドラインの掲載場所】

厚生労働省ホームページの分野別施策「福祉・介護 障害者福祉」→障害者福祉の「施策情報 障害児支援施策」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

# 「放課後等デイサービスガイドライン」の概要（平成27年4月1日策定）

## ガイドラインの趣旨

○ 平成24年4月に児童福祉法改正により創設された放課後等デイサービスについて、事業所の増加に伴い支援の質の確保及びその向上を図る必要があるため、放課後等デイサービスを実施するにあたって必要となる基本的事項を示す。（平成27年4月1日付け障発0401第2号厚生労働省通知）

### 総則

#### ◆ ガイドラインの趣旨

#### ◆ 放課後等デイサービスの基本的役割

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

#### ◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

#### ◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

### 設置者・管理者向け ガイドライン

### 児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

### 従業者向け ガイドライン

#### ◆ 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理  
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

#### ◆ 子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等  
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

#### ◆ 緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応  
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

# 「児童発達支援ガイドライン」の概要（平成29年7月24日策定）

## ガイドラインの策定

○ 児童発達支援事業所及び児童発達支援センターの増加に伴い、支援の質の確保及びその向上を図る必要があるため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表。（平成29年7月24日付障発0724第1号厚生労働省通知）

## ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

## 児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家庭支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

## 児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

## 関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

## 支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。

児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】 職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

# 保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑧)

## 第6章 保育所等訪問支援の提供体制

### 自己評価の実施・公表・活用

- 自己評価については、**従業者評価、保護者評価及び訪問先施設評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体で行う必要がある。
- 事業所は、従業者評価、訪問先施設評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、さらに**強化・充実を図るべき点(事業所の強み)**や、**課題や改善すべき点(事業所の弱み)**を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所の**自己評価の結果、保護者評価の結果**及び**訪問先施設評価の結果**並びにこれらの評価を受けて行った**改善の内容**については、概ね1年に1回以上、保護者及び訪問先施設に示すとともに、広く地域に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、事業所で発行している通信に掲載したり、事業所内の保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が、訪問先施設に示す方法としては、インターネットのホームページ等の掲載場所を案内したり、事業所で発行している通信に掲載した場合は当該通信を渡したりする方法が考えられる。
- 事業所は、自己評価の結果、保護者評価の結果及び訪問先施設評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。

### 衛生管理・安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、**訪問先施設の定める運営規程等に従う**ことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周知徹底しておく必要がある。
- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要である。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、訪問先施設における事故発生時の**対応方法の事前確認**が必要である。

### 訪問先施設との関わり

- 訪問先施設が、障害のあることに対する理解を深め、安心して障害のあることと関わるができるようになるために、提供する支援の内容を**訪問先施設とともに考える姿勢**を持ち、訪問先施設の職員に対する丁寧な説明を常に心がけ、訪問先施設の悩みや困りごとに寄り添い、**大事にしている理念や支援手法を尊重**しながら、**積極的なコミュニケーション**を図る必要がある。
- 訪問先施設が相談しやすいような関係性や雰囲気をつくっていくことが必要である。そのためには、日頃から訪問先施設と意思疎通を図りながら、**信頼関係を構築**していくことが重要である。

## 第7章 支援の質の向上と権利擁護

### 支援の質の向上の取組

- 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。
- 研修の実施・参加等のほか、**強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修**の受講(強度行動障害のあることへの適切な支援のため)も必要である。
- 児童発達支援センターによる**スーパーバイズ・コンサルテーション**を受けることにより、対応が難しい子どもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含め、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。

### 権利擁護

- <虐待防止の取組>
- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要である。
  - 職員からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所できりやすいことから、設置者・管理者は、訪問先施設において、密室化した場所での支援の提供の機会を極力作らないよう、訪問先施設と連携し、**常に周囲の目が届く範囲**で支援を実施できるようにする必要がある。
  - 職員は、訪問先施設の職員による虐待を発見した場合は、自治体に相談するなどの対応が考えられる。
- <身体拘束への対応>
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。